令和６年度第２回流山市成年後見地域連携ネットワーク会議議事録

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記録：成年後見推進センター

1. 日時　　令和６年１２月２４日火曜日　１３時３０分から１５時００分まで
2. 場所　　流山市ケアセンター４階第１・２研修室
3. 出席者
4. 委員（9名中９名出席）

千葉県弁護士会 長浜委員（会長）、千葉県社会福祉士会 古澤委員（副会長）、

千葉司法書士会 小出委員、千葉県行政書士会 関谷委員、東葛市民後見人の会 越智委員、

流山市民生委員児童委員協議会 平井委員、流山高齢者安心ネット 上平委員、

流山市地域自立支援協議会 武内委員、流山市地域包括支援センター 菅野委員

1. オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部 岡本主任書記官、望月主任書記官

1. 事務局

流山市健康福祉部　伊原部長、宮澤次長

高齢者支援課 木村課長、武林課長補佐、杉岡係長、石渡、小畑

社会福祉課 田中係長　　福祉政策課 金田係長　障害者支援課 井上

流山市社会福祉協議会　早川事務局長　 福祉総務課福祉係　早川係長、渡邊

流山市成年後見推進センター　桃井、藤木、北島

1. 傍聴

よりそいサポートセンター 濱田　　相談支援事業所PHARE 戸邉

1. 内容
2. 開会・伊原部長挨拶
3. 流山市における受任者調整を含む事前関与スキームについて
* （※ 資料１・２・３参照）第１回会議での議論をもとに、資料１の受任者調整を含む専門職の事前関与スキーム（以下「事前関与スキーム」と記載）の案を作成した。事前に臨時会を書面開催し、全委員からいただいた意見をまとめたものが資料２。その意見を可能な範囲で反映させたものが資料１である。臨時会で提示した案の段階からの変更点として、アセスメントの際に法テラスや、権利擁護アドバイザリー契約（以下「アドバイザリー」と記載）等で十分支援が行える（事前関与スキームを必要としない）ケースについても明記した。次に、何らかの理由で本人の同意を得られない場合も支援の必要があると想定し、事前関与を『支援者への支援』と位置づけた。事前関与した専門職への報酬は、初期対応に対して支払う想定。また、成年後見制度の申立ての際事前関与した専門職が候補人になることを前提としながらも、別の候補人を選任する可能性についても明記。その際は事前関与した専門職の意見を重視する旨を記載している。資料３は事前関与の対象として、専門職が関わるべき具体的場面を事例として示したものである。
* 迅速性を重視するのであれば、相談窓口の判断ですぐに専門職に相談できる仕組みが望ましい。しかし、相談窓口の責任や負担、客観性・中立性の問題を踏まえると、市への確認と了解を得られることが望ましい。これらの兼ね合いが求められる。
* 「事前関与スキーム」がない現状では、各相談窓口がそれぞれ相談しやすい専門職に、支援の労力や期間、報酬が得られるかも不透明なまま依頼をしている場合が多い。早く相談に乗ってくれる。早く動いてくれる。お金がなくてもとりあえず受けてくれる。グレーゾーンの中でそういった方の善意に頼ってしまっている。各機関でもっている情報の差もあって、依頼する専門職が偏ってしまう状況も見られる。
* 一次相談窓口で一番困っていることは、後見人がつくまでの期間、誰に相談すれば良いのかということである。本当に成年後見制度が必要なのかという見極めについてもどこに相談すれば良いのか困っている。また、アセスメントの段階で制度利用の妥当性を判断するには、相当な時間が必要となる。
* 資料3の事例5は、金銭的に困窮し生命の危険があった世帯で、潜在的課題を含め緊急の生活課題を複数抱えていた。生活環境や状況などを丁寧に聞き取って課題整理を迅速に行い、長期的に関わる必要があった。こういったケースは即座に制度に結びつきづらく、相談窓口だけでは支援困難である。
* 権利擁護支援において、対応の優先順位や、支援の方向性がまずは重要。その上で、必ずしも成年後見制度に繋げることがゴールではないため、日常生活自立支援事業や他制度、重層的体制整備事業も踏まえて考える。視野を広げ、課題を整理し、支援の形を見ることが求められる。
* 「事前関与スキーム」活用の具体的な流れとしては、一次相談窓口から中核機関に相談後スキームの利用を検討し、中核機関がそれぞれの特徴や強みを踏まえ実施団体を選択。市役所の了承を得て専門職に依頼。この流れを2～3日のうちに行う。客観性が担保された中で専門職は伴走的な関わりを開始し、成年後見制度の利用に関わらず事前関与の報酬が発生する。現時点でこのような案が検討されている。
* 報酬については、事前関与の期間や回数に関らず（極端な話１～２回会う場合も5年関わる場合も）現案では一定額を想定している。現状では無償で動いていただいている部分に、少額でも報酬が発生する形にできれば前進との考え。一方で、相談や関与した分の報酬額は、拘束時間や各専門職の報酬基準に基づいて担保されるべきという意見もある。各専門職団体との綿密な打ち合わせが必要と思われる。
* 事前関与は全国的にも善意に頼っている現状と思われ、成年後見制度の申立てが必要な方と事前の契約で報酬をもらうという事例は少ない。流山市は画期的な仕組みを目指していると言える。
* 「事前関与スキーム」は、成年後見制度を含めた権利擁護支援全般的な仕組みとして考えており、専門職にチームの一員として継続的な関わりと、申立て時には後見人の受任まで期待したものである。成年後見制度は誰か一人で本人を支えるものではなく、複数人がチームになって支援していくのが最終形になるので、入り口からチームのメンバーを増やしていくことが理想の支援の仕方だと考えられる。専門職が初期段階から介入し、ボランティア精神ではなく一定の報酬をつけて、チームの一員として関わっていただくことが大きなポイントである。
* 「事前関与スキーム」により、スムーズに専門職が介入でき、相談窓口の職員だけで抱えなければならない状況が解消される。対応が遅れることで大問題に発展することを防ぎやすくなる。流山市のどこで暮らしていても一定の支援が受けられる体制が整う。成年後見制度を含めた権利擁護支援の必要性･妥当性の判断などを丁寧にアセスメント出来る。長期間見守り続けなければならないケースの解決までの期間が短縮される。このような効果が期待できる。
* 「事前関与スキーム」「アドバイザリー」「ながれやま権利サポート会議」、それぞれ専門職がケースに関わるものであるが、すべては相談窓口が自力で対処することが困難で、専門職の関与をどう手当てするかという話であり、結局は相談窓口の職員が困った時にすぐに助言を受けられる制度をどのように用意するか、それに尽きると思われる。スキームを用意して職種を選定するというよりも「アドバイザリー」を優先すべきであり、助言によって課題整理ができれば多くの場合それで対処出来るのではないか。
* 申立てよりも以前に専門職が助言をする、関わるべき場合があるということは共通認識であり、どこから手をつけるのか方向性に迷うといった時には、出来るだけ早く専門職に相談すべきである。しかし、成年後見制度申立て前の段階で本人を支援するのは一番身近な相談窓口の職員であることが望ましく、その方たちが自信をもって対応出来るように専門職が助言や支援をしていくという形が適切。専門職が継続的に関わるのは必要に応じてということが、人的資源という意味でも『必要十分』であると考える。
* 本人が専門職に相談することを了解しているケースであれば、本人からの相談を専門職が受け、そこに支援者（相談窓口）が同席する形が望ましい。「アドバイザリー」は本人が相談することができない場合に利用するもので、支援者が方向性に迷う時にいち早く助言を受けられる。そこに弁護士以外が関与できないのかという話があるが、弁護士としては、それではいろいろな問題が一度に解決できないと思っており、まずは弁護士が問題を俯瞰して切り分けることで方向性が定まる場合が多いと思っている。結果弁護士が必要ない場合は他の専門職と共有し、誰が対応するか割り振るという方法がシンプルで良い。なお、弁護士が長期間同じケースに関与し続けることは困難である。
* 相談窓口の立場としても、弁護士に継続的に関わりを求めることは想定していない。例えば紛争性のある課題、これが権利侵害にあたるかといった判断において弁護士に助言を求めるが、その後は一緒に動いて関わっていただける士業を求めている。「アドバイザリー」と「事前関与スキーム」は、役割の線引きをして併用できたら良い。
* スタートの部分を充実させる「アドバイザリー」の導入は望ましいが、一次相談窓口が支援の方向性を見いだすものとして必ずしも適していないのではないかと感じる。現場が今求めている事前関与は、それぞれの専門職がその強みを生かしてアセスメントしながら一緒に伴走していく形であり、市民や被後見人にとってそれが良い過程で良い結果を生むと思われる。
* 最初に関わった人間が最後まで伴走する必要はなく、課題に適した専門職がバトンを受け取ることはあって良いが、バトンをリレーする時に区切られてしまうのではなく、連続性をもって纏めていくところは必要だと考える。「事前関与スキーム」なしに、単発相談の連続で機動的に対応できるとは思えない。ケースバイケースで常時専門職を必要としない場合があるかもしれないが、根幹的な流れはあった方が良い。
* 成年後見制度を検討して専門職が動いても、結果的に制度を利用しなかったケースもある。今回のスキームにより、専門職にいつでも相談できる関係ができれば十分ではないか。もし成年後見制度が必要であればチームの中に専門職がいるので、その先がスムーズにいく。
* 成年後見推進センター（成年後見中核機関）が多くの問題を把握し、最後の判断にいたるまでをトータルで繋いでいく必要がある。適切な選任と交代という視点で、本人にとってどういう後見人が適切か、どういった課題があってどのような関わりが求められるのか、ケースバイケースで都度考えていく必要がある。事前関与スキームを実現するにあたっては、報酬を払って関与を求めるという性質上、中核機関の中に簡易的な審査会のようなものが求められるかもしれない。
* 今後中核機関には、ハブ機能やコーディネーター機能が相当求められる。イニシアティブを誰がとるのか、どこまでを一次相談窓口に委ねるのか、専門職とどうのように連絡調整するのか。場合によっては、苦情や要望への対応が必要になる。地域ケア会議や虐待対応のノウハウも取り入れ、中核機関を中心に継続的なチーム支援が行われるよう利用しやすい仕組み作りが必要になる。これにはさらなる予算や人数、場合によっては法的専門職の配置など体制の向上がなければ出来ないことである。
* 「アドバイザリー」は基本的に単発の想定であり、電話やメールなどで迅速にアドバイスを受けるための仕組み。「ながれやま権利サポート会議」は、何らかの要因で支援の方針に煮詰まってしまっている困難ケースを取り上げる会議体。「事前関与スキーム」は、会議だけに限定しない一連の支援の流れを仕組み化したもので、相談窓口と専門職が共に長いスパンで関わっていくというイメージ。それぞれ関連性をもっているが、別々の目的や用途がある。これらを利用する一次相談窓口にとって分かりづらいと思われるため、図式化や丁寧な説明により理解しやすいよう明示していきたい。
* 「アドバイザリー」は、2年前から検討していたが、流山市としての権利擁護支援の全体像が明確でないという指摘を受けたことがあり、話が止まっている。現在は流山市成年後見制度利用促進基本計画があり、「アドバイザリー」を必要とする流れもあるため、実現に向けて動いていく。

＜それぞれの専門職種の強みとマンパワーについて＞

* 資料1別表2は専門職等を調整する判断基準であるが、現時点では不十分なものとなっており、各専門職団体からの情報により肉付けしていく。各専門職の強みや特徴、受任イメージや、実際に後見業務を行っている専門職の数を共有したい。
* ＜弁護士より＞弁護士の業務には特に制限がなく、法的課題や親族間の対立が懸念される場合に調整役として後見人等に選任されることが多いが、紛争性がなくて身上保護中心のケースでも担当することは多々ある。弁護士会に登録している方の名簿はあるが、スキームに協力できる弁護士の数は現時点では明言できない。
* ＜司法書士より＞不動産が絡む、相続手続がされていない、そのようなケースで家庭裁判所から推薦される場合が多い。選任割合は専門職の中で最も高く、「ちょうどいい」というイメージ。市内でリーガルサポートに登録している人数は10名に満たない。松戸支部で家庭裁判所から推薦されるリストとしては30名程度と思われる。
* ＜社会福祉士より＞社会福祉士会内に「ぱあとなあ」という組織があり、県内で360名、東葛エリアでは約60～70名の登録者がいる。兼務がほとんどで、後見業務のみ行っている登録者は流山市で７～８名。実のところ機動力に難がある。福祉的な視点による身上保護が強みであり、受任後に虐待や、債務等の法律的課題があれば法律専門職と相談しながら支援をする。
* ＜行政書士より＞行政書士法上、他の職種ができないことができるという規定がある。これが専門であると言うことはできないが、行政手続、権利義務、事実証明に関する書類の作成と記載、行き場所がない方の生活支援や住居の手配、金融機関の手続等に関して一日の長がある。流山市の事案に対応可能なのは30名程で、後見業務経験者はそのうち17名程。
* ＜東葛市民後見人の会より＞主にリタイア後のシニア世代による三人体制での支援を行っている。被後見人との生活感覚や視点を共有し、本人の意思決定支援に重きをおく身上保護に特徴があり、特に市民後見と法人後見の両方の性質を持つことが強みと言える。流山支部では現在15名が後見業務を行っており、養成講座を修了した方が加われば20名程となる。
1. 市民後見人養成・育成について
* 市民後見人養成・育成に関しては、第２期成年後見制度利用促進基本計画で「優先すべき事項」とされており、流山市は３つの根拠から必要と考えている。（※資料４参照） 頻繁に養成講座を行っている我孫子市のように、早急に講座を開催すべきとする意見がある一方、市民後見人が十分に活躍するためには、後見人にとっての相談先やバックアップ体制が必須であり、活躍の場である受け皿は大きな課題となる。流山市としては十全に検討を重ねるべきとの見解である。
* 後見業務は人の人生を支え、いざとなれば善管注意義務違反ともなり得る責任を伴うもの。法的課題がなかったとしても簡単なことではない。だからこそ、市民後見人の支援体制の整備や、どのように活躍してもらうかを議論せずに養成講座だけを行うべきではない。
* 長期的視点で考えれば市民後見人の養成は必要だが、流山市ではそれよりも優先すべき課題があるのではないか。
* 今までは弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士が多く担っていた後見業務だが、おそらく千葉県全体で変化が起きており、相談案件の増加に対し、それぞれの団体が受任を断わらざるを得ない状況になっていると感じる。困難事例だから受任しないということではなく、報酬が得られないからということでもなく、おそらく深刻なのは担い手不足だと思われる。NPOも将来的には担い手が足りなくなるのではないか。
* 全国レベルで明らかなこととして、いきなり市民後見人の活動にいくのではなく、まずは既存の法人後見で担い手になってもらうなどの「階段方式」を考えなければならない。そのような意味合いから、流山市社会福祉協議会が法人後見を行うことが望まれる。マンパワーや予算の問題が大きいと思われるが、そこがクリアされれば市民後見人養成については風穴が開くと考えられる。一方松戸市のように市民後見人を養成せず、複数の法人後見団体の支援員を養成するという方針もあり得る。
* 千葉県では市民後見人単独で受任しているケースがなく、東葛市民後見人の会など法人後見等に所属して活動する想定がある。将来的に単独選任されることも見据え、支援体制の整備等を検討していく。
* ＜千葉家庭裁判所松戸支部より＞市民後見人の養成については、ハードルが高いと受け止められることもあると思うが、養成に注力している自治体もある。制度や手続については変わることもあるため、家庭裁判所から説明することが適切なこともあると思われる。求めに応じて協力していきたい。
1. 第２回ながれやま権利サポート会議および成年後見相談窓口連携会議について（報告･評価）
* （※ 資料５参照）ながれやま権利サポート会議は、第２回を令和6年8月21日に、第３回を同年10月21日に開催した。過去のケースを振り返るのではなく、現在進行形で支援が行われているケースを取り上げている。迅速に助言を受ける仕組みとしては運用しづらい面があるが、継続的に見守りを続けているような困難ケースについて様々な立場から助言をいただけるということで、一次相談窓口職員からは概ね好意的な感想が聞かれている。しかしアドバイスはもらえるが、支援に関わっていただけるものではないため、取り残されたような感じがあるとの意見もある。
* ながれやま権利サポート会議は、一次相談窓口が対応に困った時に専門職が助言しようというところから始まった。しかし会議という形は必要時に即応する柔軟性に乏しい。それから煮詰まったケースの検討や事例研究のような形に移行している。意義はあるのかもしれないが必要なのは相談窓口への支援であって、今の形ではむしろ混乱するだけなので、新しくできる相談窓口を支援する仕組みに統合させた方が分かりやすいのではないか。
* 本人や相談者が助言を受けて解決するケースもある。しかし、何度も繰り返し助言を求める場合、そのままでは解決困難だと考えられる。そういったケースは、専門職に依頼して解決すべきケースであると言える。
* 令和6年12月11日に行われた第２回成年後見相談窓口連携会議では、法テラスの勉強会を開催した。「専門的な助言機能の拡充」や本会議の議題である「受任者調整を含む専門職の事前関与」の話に大きく関係する内容で大きな学びを得た。短い時間の勉強会だったため、後日応用編のような勉強会ができたらと考えている。今後は、より積極的な活用を推進していく。
1. 流山市成年後見推進センターの実績報告について（報告・評価）
* （※ 資料５参照）昨年度からの大きな変更点は、社会福祉士１名の人員増である。相談件数は、11月現在で昨年1年分の件数と同程度になっており大きく増加している。年に1回開催している市民向け講演会では、漫才師の講師を迎え好評を得た。講演会後行われた講師による当センターへのインタビューの様子がYouTubeで公開されている。出前講座については、社会福祉士の増員の効果で昨年の倍程度の開催が見込める。
* 申立て支援について、特に親族申立ての支援は重要で、専門職に依頼せずとも成年後見推進センターで支援できることが望ましい。しかし現状は専門職に繋いでいるケースがほとんどで、センターの業務としては不十分な部分だと考えられる。
* 申立て支援は、実際に申立てが出来ているのかが重要で、申立てが必要で行いたいとされているにも関わらず申立てに至ってないのであれば大きな問題である。説明することによって自身で出来る方であればやっていただく。書類の用意や具体的な書類の書き方などであれば家庭裁判所に案内する。自分ではどう書けば良いのか分からないなどの問題があれば専門職に繋げるという『割り振り』を適切にすることが求められる。
* 申立ての時期や候補者をどうするかなど、個々で事情が異なるため申立て支援といっても簡単なものではない。専門職の助言が必要な場合も多く、年６回開催している「成年後見･遺言･相続無料個別相談会」を活用することも有効と思える。なお、相談会は予約が早い段階で埋まっているため、開催数を増やすことも検討すべき。
* 申立てに関する「相談」と「支援」を分けて考えた方が良い。問い合わせで終わるケースもあるため、支援を要する相談の数が求められる。また、申立て支援の中でも士業につなげたケースと、中核機関で支援したケース、実際に申立てに至ったケースのカウントが出来ると良い。
* ＜千葉家庭裁判所松戸支部より＞家庭裁判所での手続案内は、DVDの視聴により制度を理解していただいた上で、業種や書き方の説明を行っている。この時点で制度利用を考え直す方が相当数おり、説明は重要だと考えている。申請書類の用意は親族で出来ないことではないが、個々の事情を鑑み専門職への相談をお勧めすることがある。申立て以前に解決すべき問題がある場合は、担当の地域包括支援センターへの相談を案内することが稀にある。
1. その他、連絡事項
* 令和７年度の流山市成年後見地域連携ネットワーク会議は年３回の定例会と、臨時会を必要に応じて開催予定。当会議の委員は任期１年で、当会議要綱第５条で委員の再選は妨げないとしている。
* 令和６年度流山市専門職対象成年後見制度研修会を令和７年2月14日開催予定。権利擁護支援が必要な方を把握した際、スムーズにチーム支援に繋げられる体制整備をテーマとし、近隣の医療機関を主な対象として行う。小出委員に講師を依頼し、内諾いただいている。当ネットワーク会議委員には参加と周知についてご協力をいただきたい。